

独立行政法人国際観光振興機構
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価 (個別項目ごとの認定)

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 (1)効率化目標の設定</p> <p>① 一般管理費 一般競争入札等の活用等により、業務運営の効率化を推進し、一般管理費のさらなる削減に努める。</p> <p>【数値目標】 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度に相当する額を削減する。</p> <p>② 運営費交付金対象業務経費 一般競争入札等の活用、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて、業務運営の効率化を推進し、運営費交付金対象業務経費の更なる削減に努める。</p> <p>【数値目標】 運営費交付金対象業務経費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 (1) 効率化目標の設定</p> <p>中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比べ、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については15%に相当する額を、運営費交付金対象業務経費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については5%程度に相当する額を削減するとの目標を達成するため、一般競争入札等の活用、事業の見直しや事業執行方法の改善等により業務運営の効率化を推進する。 なお、平成21年度においては、海外事務所の賃貸借契約更新に伴う賃借料の上昇を抑えるため、一部の事務所の移転を行う。</p>	A	<p>一般管理費の削減に努力し、対平成19年度比3百万円(▲2.89%)を削減している。一方、運営費交付金対象業務経費は平成20年度には大幅に削減(対平成19年度比89百万円減(13.3%減))することができたが、平成21年度は一般競争入札等の活用、海外事務所の移転等業務運営の効率化を推進したものの、その一方で世界的経済不況や新型インフルエンザにより落ち込んだ訪日市場の回復のために各市場でプロモーション事業を重点的に展開したことや、予期せぬ海外事務所の移転経費が発生したことから、対平成19年度比18百万円(2.63%)増となった。これは、前述の外的要因の他にも、訪日外国人旅行者数1000万人の目標年を前年に控えやむを得ないものと認められる。 以上から、平成20年度実績も勘案して、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(2)総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。 また、機構の給与水準に関しては、国内事務所が東京のみであること、職員の学歴構成が高いこと等の理由から、国家公務員に対する指数では105.3、東京都在勤の国家公務員に対する指数では93.8(指数はともに平成18年度)となっているところであるが、引き続き、給与水準の適正化について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>(2)総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を継続する。</p>	A	<p>人事評価制度による昇給抑制や中期的な採用計画の見直し等により、総人件費の削減率は一時的に17.0%減となり、着実な実施状況にある。また、一般社団法人「JUNTO協力会」に対する在外職員医療給付事業に係わる費用の福利厚生費からの支出については、平成22年度内に廃止する方向で見直しを検討することとしており、注視していきたい。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(3)組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、本部組織の改革を行う。具体的には事業を行う事業本部と企画・管理業務を行う企画本部の2本部制とする。各本部の本部長は理事が務める。</p> <p>事業本部は海外宣伝事業を行う海外プロモーション部と国際会議等の誘致・開催支援業務を行うコンベンション誘致部の2部によって構成される。海外プロモーション部は、事業別の組織から市場別の組織に再編するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していくためビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局が発揮していた機能を承継する。ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を統合することで、機構のもつ様々な機能との相乗効果を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の効果的かつ効率的な実施に一層貢献し、これまで以上の実績を上げることを目指す。</p> <p>企画本部には、機構全体の計画の策定・実行管理等を行う企画部と人事・総務・経理業務を担う総務部を設置する。</p> <p>本部における業務運営の一層の効率化に努め、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。また、海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性等について毎年度厳格に評価を行い、事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、不断の見直しを行う。</p>	<p>(3)組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、平成20年4月1日に、本部組織の改革を行ったが、引き続き本部における業務運営の一層の効率化に努める。</p> <p>また、組織改編に伴い継承したビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していく。</p> <p>海外事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、見直しを検討するため、海外事務所の活動内容の実績や市場の将来性等について厳格に評価を行う。</p>	A	海外事務所の事業・運営の検証制度の実施など、効率的な組織運営を行っている。	
<p>(4)関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、連携を強化する。また、国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p>	<p>(4)関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野で協力を求める等、連携の強化に努める。</p> <p>また、国土交通省観光庁が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p>	A	在外公館、日本貿易振興会、国際交流基金等との連携を強化するなど、着実に取り組んでいると認められる。	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(5)随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取組等を踏まえ、「随意契約見直し計画」等に基づき、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>(5)随意契約の見直し</p> <p>外部業者との契約については、19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、原則として一般競争入札等によることとするほか、契約に係る情報の公表を行う。また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。</p>	A	<p>随意契約の比率は前年度と比較し金額は上回ったが、件数としては減少している。これは外国政府観光局との共同事業の契約金額が大きかったためである。また契約監視委員会の開催や随意契約に係る監事監査を実施するなど、随意契約の着実な見直しを行っていると認められる。</p>	
<p>(6)民間からの出向者等の活用</p> <p>海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体等からの有能な人材の登用も行い、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。</p>	<p>(6)民間からの出向者等の活用</p> <p>海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体や観光関連事業者からの有能な人材の登用も行い、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。</p>	S	<p>・地方自治体、観光関連事業者等から出向者の積極的な受け入れを進めるとともに、21年度から現地職員の新人事制度を導入し役職に抜擢するなど、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(7)プロパー職員の育成等</p> <p>本部採用職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修なども活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。</p> <p>職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。</p> <p>プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパーの育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。</p>	<p>(7)プロパー職員の育成等</p> <p>本部採用のプロパー職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修等も活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。</p> <p>また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。</p> <p>職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。</p> <p>プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。</p>	S	<p>・目的・テーマ別研修等の実施、人事評価の実施、海外事務所現地職員に対する新しい人事制度の導入など、職員の意欲向上や能力開発に努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(8)内部統制の充実</p> <p>組織規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、職員等に対する周知を徹底する。</p>	<p>(8)内部統制の充実</p> <p>組織規程及び倫理規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、業務遂行のあり方を含めたコンプライアンスの意識を徹底するため、研修等の機会を活用し、職員等に対する周知を行う。</p>	A	<p>研修会の開催、組織規程の整備、監事監査等により内部統制の徹底を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(9)活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。</p>	<p>(9)活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、訪日外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。</p>	S	<p>WEBサイトでの事業成果の公開、事業参加者アンケートや顧客満足度調査の実施、外部有識者による事業評価等、対外的に自己評価を積極的に行っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海外宣伝業務</p> <p>① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供</p> <p>世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。</p> <p>【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海外宣伝業務</p> <p>① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供</p> <p>世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。</p> <p>【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p>	S	<p>国際観光統計、国際観光白書等を継続的に発行している。また、「インバウンド振興フォーラム」参加者アンケートで100%が「役立った」と回答があり、顧客満足度調査でも「JNTOの活動を評価している」との回答が82.1%にのぼり、前回平成18年度の調査より5.9%上昇するなど、高い評価を受けており、優れた実施状況であると認められる。</p>	
<p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業</p> <p>ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、海外事務所が入手する情報や、本部が実施する調査結果等を活用し、各市場の具体的なプロモーションの事業計画を策定する。</p> <p>事業実施に当たっては、機構が、民間事業者、地方自治体等との間のコーディネート機能を主導的に発揮し、事業の効果的実施を図る。</p>	<p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業</p> <p>ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、別添1の各市場別の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>事業実施に当たっては、ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局としての役割を生かし、国の行うビジット・ジャパン・キャンペーン事業並びに機構の行う事業が、最大限効果を挙げるべく、民間事業者、地方自治体等とも連携して取り組む。</p>	A	<p>各市場別の事業計画に基づき、VJC地方連携事業・企画説明会への参加や、「ビジット・ジャパン・イヤー冬キャンペーン」、「在住外国人を活用した親族・友人の呼び寄せ促進事業」に取り組むとともに、日本香港観光交流年などを実施している。シンガポールに拠点を置くアジアの旅行業界メディアであるTTG Asia社より、「最優秀政府観光局」賞を受賞するなど、着実な実施状況であると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>各市場のターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業では、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌、等）を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。 特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図るとともに、一般消費者、旅行会社、メディア等からの問合せに対してもWEBサイトを最大限活用し、良質の情報を効率的に提供する。 また、訪日旅行者及び海外送客事業者を対象とする情報コンテンツや機能の拡充（訪日旅行者に関心の高い「食」や「ショッピング」等に関する実用情報、ユーザー参加型機能、言語追加、動画ライブラリ整備等）を行う。 メディア広報事業については、海外の有効なメディア（在日外国人メディアを含む。）に対し、WEBサイトやニュースレターによる日本観光情報の提供などを通して訪日取材を働きかける。 訪日取材に際しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促すとともに、WEBサイトへの誘引を働きかける。</p> <p>【数値目標】 中期計画期間中に、機構のWEBサイトのアクセス数を1億ページビューにする。</p>	<p>イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>ターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業を訪日需要喚起を目的とするプロモーション事業の最重要分野と位置付け、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌等）を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。 特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図る。 訪日旅行者層への認知が十分でない地方の観光資源について、動画ライブラリなどの積極的活用により、WEBサイト上での露出を高める。さらに、多言語表記地図や交通乗換案内などのトラベルナビゲーション機能の提供を通じて、訪日旅行者の地方観光地へのスムーズな誘導をサポートする。 海外の有効なメディアに対し、WEBサイトや海外事務所が発行するニュースレターによる日本観光情報の提供等を通して訪日取材を働きかける。 訪日取材に対しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促す。</p> <p>【数値目標】 機構のWEBサイトのアクセス数を7,200万ページビュー以上にする。</p>	S	<p>「地図表記の多言語化」を図るとともに、「交通機関乗り換え案内機能の提供」を英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）の4言語で運用を開始した。動画ライブラリやフォトライブラリーの充実を図ったことから、ウェブサイトのアクセス数は、対20年度実績で61%増の約1億870万ページビューとなり、年度計画目標を大幅に上回った。ただし、前年度と比べメディアへの協力件数は増加しているが、その掲載・放映件数の確認数は減少している。</p>	
<p>ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援</p> <p>海外の旅行会社の訪日旅行商品造成を支援するため、情報提供・コンサルティング、旅行博覧会や展示会等への出展、有力旅行会社の日本への招請、日本における商談会の開催等の支援を行う。また、民間競争入札の導入等により、可能な限り民間委託を推進するとともに、一般消費者向けに日本の観光宣伝をあわせて行う際には、地方自治体、民間事業者等と連携することで、効率的・効果的な事業展開を図るべく努力する。 また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS（Japan Travel Specialist）育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。</p> <p>【数値目標】 中期目標期間中に、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする。</p>	<p>ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援</p> <p>海外の旅行業者の訪日旅行商品造成を支援するため、海外で開催される業界向け大規模旅行見本市へ地方自治体・民間事業者と連携して出展し、訪日観光セミナー等を実施する。また、平成21年度の状況を踏まえ、平成22年度以降の当該事業について、民間競争入札の活用を検討する。 海外の旅行業者（ホールセラー）、日本の旅行業者（ランドオペレーター）と連携して、訪日旅行を販売している海外の旅行業者（リテラー）向け各種販売促進セミナーを実施する。 また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS（Japan Travel Specialist）育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。</p> <p>【数値目標】 機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を49.5万人とする。</p>	A	<p>世界的経済不況、円高、新型インフルエンザ等で平成21年度は訪日旅行者数が大幅に減少する中で、訪日ツアー商品化に向けた旅行博への出展、招聘やセミナーの開催、人材育成などの実施により、年度数値目標を若干ではあるが上回る499,898人の成果を上げたことは、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(2)国内受入体制整備支援業務</p> <p>①観光案内所の整備支援業務</p> <p>外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加入した観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>ビジット・ジャパン案内所指定支援業務については、地方運輸局や地方自治体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、中期目標期間終了時までに事業の在り方を検討する。</p> <p>ツアーリスト・インフォメーション・センター(以下「TIC」という。)は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を随時把握し、TICに求められるサービス内容を踏まえつつ、その情報を海外宣伝事務所、地方公共団体、民間事業者等にフィードバックするためのアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、TICは最新日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する情報収集整備機能を果たす。</p>	<p>(2)国内受入体制整備支援業務</p> <p>① 観光案内所の整備支援業務</p> <p>外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加入した観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>ツアーリスト・インフォメーション・センター(以下「TIC」という。)は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を把握し、それらの情報を機構の海外事務所、地方自治体、民間事業者等にフィードバックすることで、訪日外国人旅行者のニーズを探るアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、最新の日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する。</p>	A	<p>ビジット・ジャパン案内所の増加に取り組んだ結果、平成20年度末の232箇所から253箇所へ増加するとともに、観光案内所のサービス向上を目的として、「ビジット・ジャパン案内所通信」(年47回)やTIC作成各種案内情報資料(英語)(年26回)を全国のビジット・ジャパン案内所等にEメールで送信した。また「ビジット・ジャパン案内所」研修会を実施するなど、観光案内所の整備支援を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>なお、今後、箇所数増加の他にも、外国人にとって利便性のある設置場所の確保等も含めた質の改善を一層進めていく必要がある。</p>	
<p>②通訳案内士試験業務</p> <p>通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の安定性、統一性、公正性を確保しつつ、民間競争入札を導入して業務の効率化を図る。</p> <p>また、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p>	<p>② 通訳案内士試験業務</p> <p>通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の公正性等を確保しつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>特に平成21年度は、民間競争入札により願書受付や試験会場運営など広範・多岐にわたって試験事務を行う事業者と連携を密にして、公正かつ的確に業務を実施する。</p> <p>併せて、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p>	A	<p>通訳案内士試験の運営を、競争入札により専門業者に委託するなど業務の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(3)国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>①国際会議等の誘致支援業務</p> <p>国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。</p> <p>また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動を強化するとともに、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行い、その結果に基づき、海外事務所を活用した支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等に対するノウハウの提供等、誘致活動を効果的・効率的に実施する。</p> <p>国際会議の開催件数については、我が国における開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施するとともに、国際機関への働きかけを行う。</p> <p>インセンティブ旅行(企業報奨旅行)の誘致については、韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致活動を拡大するとともに、欧米のインセンティブ旅行市場開拓も強化する。</p> <p>②国際会議の開催支援業務</p> <p>誘致が決定した国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウ事例の提供、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>【数値目標】 中期目標期間中に、機構が誘致した国際会議の数を90件とする。</p>	<p>(3)国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>① 国際会議等の誘致支援業務</p> <p>国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。</p> <p>また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動の強化、国際会議データベースの充実等を図る。また、誘致活動を効果的・効率的に実施するために海外事務所を活用した主催者等に対する会議誘致に関する支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等との連携強化を図る。</p> <p>我が国における国際会議の開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施し、国際機関へ報告を行う。さらに、地域経済への効果が高いインセンティブ旅行(企業報奨旅行)の誘致については、市場が拡大している韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致拡大に加え、欧米からのインセンティブ旅行市場の開拓を図る。</p> <p>具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力をを行う。</p> <p>② 国際会議の開催支援業務</p> <p>国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウや事例の提供を含むコンサルティングを行い、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力をを行う。</p> <p>【数値目標】 機構が誘致した国際会議の数を75件とする。(対前年7.1%増)</p>	B	<p>国際会議誘致成功件数は、目標を大幅に下回り63件となった。要因としては、世界的不況により、寄附金集めに困難が予想される現状から、国際会議の開催を躊躇したり誘致を見送った主催者が多かったことなどが考えられる。また、第2期中期計画では、平成25年3月31日までに平成18年度実績59件から約5割増しとする90件を達成することを目標にしているが、平成20年度から機構が実績として扱う国際会議の対象を「20名以上」から国際団体連合の定義に合わせ「50名以上」に引き上げ厳しい条件を自らに課すところとなったなかで、21年度計画では対前年度7.1%増の75件を目標値として設定し、人材育成関連セミナー、国際会議誘致・開催貢献者表彰、交付金交付等国際会議の開催支援を積極的に行っているところであり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金抛出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。</p> <p>(2) 予算(人件費の見積りを含む。)</p> <p>別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画</p> <p>別紙</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>インバウンド・フォーラム及び個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等賛助団体からの賛助金抛出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。また、受託業務にも積極的に取り組み、収入増を図る。</p> <p>(2) 予算(人件費の見積りを含む。)</p> <p>別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画</p> <p>別紙</p>	A	前年に引き続き、賛助団体・会員ともに増加しており、着実な実施状況にあると認められる。	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p>	—	該当なし	
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p>	—	該当なし	
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p>	—	該当なし	

項 目		評価結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。 (2)独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)第10条第1項に規定する積立金の使途 (3)その他中期目標を達成するために必要な事項 なし	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。 (2)独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)第10条第1項に規定する積立金の使途 (3)その他中期目標を達成するために必要な事項 なし	評価済み		

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A：中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B：中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C：中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：17項目）

SS	0項目	
S	5項目	□□□□□
A	11項目	□□□□□□□□□□
B	1項目	□
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

1. 業務運営の効率化について

- ① 一般管理費については、中期目標期間の最後の事業年度（平成24年度）において、平成19年度比で15%程度に相当する額を削減するという目標に対して、平成21年度は対平成19年度比で3百万円（▲2.89%）を削減している。一方、運営費交付金対象業務経費については、中期目標期間の最後の事業年度（平成24年度）において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減するという目標に対して、平成21年度は世界的経済不況や新型インフルエンザに対応してプロモーション事業を重点的に展開したことから、対平成19年度比18百万円（2.63%）増となったが、訪日外国人旅行者数1000万人の目標年を前年に控えやむを得ないものと認められる。
- ② 総人件費については、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減を目標としているが、平成21年度の総人件費の削減率は対平成17年度比で△17.0%とこの目標を大きく超える削減となった。
- ③ 「随意契約見直し計画」を踏まえ、随意契約率を平成20年度の43.1%から平成21年度は33.3%に引き下げを行った。

2. 業務の質の向上について

- ① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供を行い、事業パートナーから高評価を得た。また、TTG Asia社より、「最優秀政府観光局」賞を受賞した。
- ② ウェブサイトのアクセス数は、対20年度実績で61%増の約1億870万ページビューとなり、平成21年度計画の数値目標である7,200万ページビューを大幅に上回った。
- ③ ビジット・ジャパン案内所が、平成20年度末の232箇所から253箇所へと増加した。
- ④ 世界的不況の中、国際会議誘致成功件数は、目標を大幅に下回り63件であった。
- ⑤ 会員20団体が退会したが、賛助団体15団体、会員33団体が新たに加入した。

以上から平成21年度における法人の業務評価は順調であると評価する。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、「訪日外国人3000万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。

(その他)

特になし

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p>A</p>	<p>(評定理由)</p> <p>世界的な経済不況や新型インフルエンザ等の外的要因の中、運営費交付金対象業務経費の増加や国際会議誘致件数の減少はあったが、業務運営の効率化や業務の質の向上に積極的に取り組み、中期計画の着実な実施状況にあると認められる。</p>
---	---

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への
対応の実績及びその評価

政府方針	実績	評価
①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応	①観光旅客来訪促進業務については、3000万人プログラムの着実な実施を図るため、国、当機構、民間の役割分担をより明確にした上で、当該業務のうち国へ戻すものについて検討を行う。外国人旅行者の受け入れ体制整備については、現在行われている「全国のV案内所(外国人向け観光案内所)に対する後方支援」に及ぼす影響などを勘案しながら、外部への委託について検討を行う。	国、JNTO、民間の役割分担をより明確にした上で、当該事業のうち国へ戻すものを検討する。
②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。	②民間にゆだねた場合には、必ずしも実施されない恐れのある分野に限定している。	左記事項について確認したが、引き続きJNTOと民間の役割分担の明確化を図ることが必要である。
③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	③他の独立行政法人において、当機構が実施している訪日外客誘致事業を行っているところはない。	左記事項について確認した。
財務状況	実績	評価
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)	①該当無し。	左記事項について確認した。

<p>②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組</p>	<p>②国費の他、当機構の事業に賛同する地方自治体や民間企業からの「賛助金収入」、当機構のサービス利用の対価である民間企業等からの「会費収入」、当機構と共同で事業を実施する際の負担金である「共同事業収入」等、事業の受益者等から自己収入を得、事業を実施しており、サービス内容の見直しや新規事業開発等により自己収入拡大に向けた取り組みを行った。</p>	<p>左記事項委について確認した。 前年に引き続き、賛助団体・会員ともに増加しているなど評価できる。</p>
<p>保有資産全般の見直し(実物資産)</p>	<p>実績</p>	<p>評価</p>
<p>①保有する建物、構築物、土地等について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)</p>	<p>①建物、構築物、土地等の実物資産は保有していない。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>
<p>②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)</p>	<p>②事務室、倉庫のみを賃借しており、事業を実施していくうえで必要最低限の面積を賃借している。現在、利用していないスペースはない。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>

<p>③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、 i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii) 政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、 iii) 効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組</p>	<p>③事務室として必要最小限のスペースを賃借している。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>
<p>④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができるか)</p>	<p>④海外事務所の訪日外客誘致事業は海外プロモーションを推進する上で重要な役割を果たしており、海外事務所の設置は不可欠である。なお、市場動向や平成21年度から開始した海外事務所の事業・運営の検証制度の結果等を踏まえ、海外事務所の適正配置に努めている。</p>	<p>平成21年度にはニューヨーク事務所の移転など効率化を図っているが、今後とも、必要に応じ海外事務所の適正配置に努めることが必要である。</p>
<p>保有資産全般の見直し(金融資産)</p>	<p>実績</p>	<p>評価</p>
<p>①個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組</p>	<p>①該当無し。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>
<p>②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組</p>	<p>②該当無し。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>

③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討	③該当無し。	左記事項について確認した。
④積立金の規模	④前中期目標期間からの繰越積立金が約8百万円ほどある。	左記事項について確認した。
保有資産全般の見直し(知的財産等)	実績	評価
実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	該当無し。	左記事項について確認した。
資産の運用・管理(実物資産)	実績	評価
①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組	①建物、構築物、土地等の実物資産は保有してない。	左記事項について確認した。
②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組	②事務室、倉庫のみを賃借しており、事業をしていくうえで必要最低限の面積を賃借している。現在、利用していないスペースはない。	左記事項について確認した。

③ 宿舎(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。	③ 宿舎に未貸与はなく、また、当法人の役職員以外の者に貸与は行っていない。	左記事項について確認した。
④ 宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。	④ 該当無し。	左記事項について確認した。
⑤ 展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。	⑤ 該当無し。	左記事項について確認した。
⑥ 高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	⑥ 該当無し。	左記事項について確認した。
資産の運用・管理(金融資産)	実績	評価
(金融資産) ① 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立	① 該当無し。	左記事項について確認した。
② 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組	② 該当無し。	左記事項について確認した。

資産の運用・管理(知的財産等)	実績	評価
<p>特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等 	<p>該当無し。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>
人件費管理	実績	評価
<p>①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応</p>	<p>①政独委からの指摘事項である互助組織に対する法人からの支出については、平成22年度内に廃止する方向で見直しを検討することとしている。</p>	<p>今後の検討状況について注視する。</p>
<p>②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。</p>	<p>②①の回答に同じ。</p>	<p>今後の検討状況について注視する。</p>
<p>③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。</p>	<p>③当機構の負担割合は69%だが、この割合はジェイティービー健康保険組合に加盟するすべての事業主が一律の取扱いとなっている。また、当該健康保険組合に加盟している大半が民間企業であることから、見直しの対象となっていない。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>
<p>④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。</p>	<p>④存在していない。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>
<p>⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>⑤国家公務員との比較では107.7とその水準を上回っているものの、地域・地域・学歴を考慮した比較では、それぞれ94.5と90.7と国の水準を下回っている状況にある。</p>	<p>機構は地方組織がなく、職員の約9割が大卒・大学院卒であるため、地域・学歴を考慮した東京都特別区在勤の国家公務員との比較で100を下回っていることを確認した。</p>
<p>⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>	<p>⑥地域を考慮した国家公務員との比較で94.5、地域・学歴を考慮した比較で90.7と国の水準を下回っている。引き続き、国家公務員の給与改定を考慮しながら、国家公務員との比較で100を上回ることはないよう適切な措置を講じていくこととしている。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>

	⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況	⑦累積欠損金は生じていない。	左記事項について確認した。
	⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)	⑧平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の削減を目標としているが、平成21年度の決算時には、目標の5.0%を大きく超える17.1%という結果となっており、実現に向けて引き続き取り組む。	左記事項について確認した。
契約		実績	評価
	①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応	①契約手続きの執行に際しては、1件あたり100万円以上の契約については、契約担当部(経理グループ)で審査するとともに、500万円以上の契約については監事に回付している。1者応札・1者応募の改善方を平成21年7月にホームページで公表している。	左記事項について確認した。
	②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況	②平成20年度実績を基準とした随意契約等見直し計画において目標を達成している。	左記事項について確認した。
	③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。	③該当無し。	左記事項について確認した。
	④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	④該当無し。	左記事項について確認した。
法人の長のマネジメント		実績	評価
	①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	①法人の長の決裁権限を規程等で定めている他、理事会の場において、重要事項の審議や報告を行う体制を整えている。	2週間に1回の割合で理事会を開催し、重要事項の審議や報告がなされていることを確認した。
	②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	②法人のビジョンとミッションを定め、役職員が着用しているネームプレートの裏面に印刷し、常に意識して職務に取り組むようにしている。	ネームプレートの他にも、階層別や目的・テーマ別研修などを通じて、また普段からも職場内で意識して法人ミッションの周知を図っていることを確認した。
	③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	③組織全体として取り組む課題等については、理事会の場において審議している。また、監事が行う監査の報告を受け、指摘された課題についてはフォローアップを行い、これに対する監査も行われている。	左記のほか、各種研修を行い職員の能力開発・向上に努めており、内部統制・コンプライアンスに関する全職員を対象とした研修も行っていることを確認した。

④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	④監事が行う監査の報告を受け、内部統制に関して課題が指摘された場合はフォローアップを行っている。なお、フォローアップ状況に関する監査により、チェックも受けている。	左記のほか、内部統制・コンプライアンスに関する全職員を対象とした研修の実施、コンプライアンス体制のための各種規定も整備されていることを確認した。
法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組	実績	評価
①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。	①当機構の実施する各事業については、中期計画・年度計画を定めるとともに、実行に際しては年度事業実施計画、年度予算実行計画を策定し、事業ごとに期待される効果を設定している。	左記事項について確認した。
②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	②年度事業実施計画及び年度予算実行計画については、定期的に進捗状況の確認を行い、必要に応じて修正や見直しを行うとともに、次年度の計画策定の際に参考としている。	左記のほか、事業パートナーへの満足度調査や、事業参加者へのアンケートを採るなどして、次年度の参考にしていることを確認した。
その他内部統制	実績	評価
① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。	①監事監査においては、法人の長(理事長)の決裁権限事項について、理事長本人により適切に処理されているか決裁文書等の確認を行うなど、マネジメント面での適切性について状況把握に努めている。	左記事項について確認した。
②監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。	②監査報告書はすべて理事長に提出されており、翌年度には、前年度の監査報告書で指摘された点の改善状況につき取り纏め、理事長が監事に報告する体制をとっている。	左記事項について確認した。
③各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	③監査報告書は独法評価委員会へ提出している。また、外部評価委員会として有識者により構成されたJNTO特別顧問会議を設置しており、業務実績評価結果の報告を行うほか、組織運営や事業展開に関する提案・助言を得ており、これらを通じ事業の実効性を期している。	左記のほか、WEBでの公開を行うなど透明性を確保しているとともに、業務・マネジメントに対する国民からの意見等を機構ホームページで随時受け付け、業務運営の参考としており、評価できる。

関連法人	実績	評価
①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等	①該当無し。	左記事項について確認した。
②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性	②該当無し。	左記事項について確認した。
③関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性	③該当無し。	左記事項について確認した。
④競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	④該当無し。	左記事項について確認した。
中期目標期間終了時の見直し	実績	評価
①中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況	①中期目標に定められた事項については、目標期間中の取り組みの内容を記載するとともに、その結果については各年度の業務実績報告書に記載した。	左記事項について確認した。
②業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察	②業務の必要性や業務運営体制については、常に組織内で検討を行っており、その状況については業務実績報告書に記載し、評価委員会に提出した。	左記事項について確認した。
業務改善のための役職員のイニシアティブ等	実績	評価
①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ	①業務・マネジメントに関する国民からの意見・感想等について、各業務ごとに機構のホームページに問い合わせ先を案内し、随時受け付け、業務運営の参考とした。	左記事項について確認した。
②法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ	②職員の階層にあわせ、内部統制・コンプライアンス等組織運営に関する業務、管理職に求められる業務、訪日プロモーションに際し求められる業務等に関連した研修等を計画的に実施し、職員の能力開発を図った。	左記事項について確認した。

個別法人	実績	評価
<p>政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項への対応状況</p>	<p>該当無し。</p>	<p>左記事項について確認した。</p>